

閱覽用

令和元年6月20日

第6回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第6回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年6月20日(木) 午後1時58分から午後2時37分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員 (17名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員 (18名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農業委員 (2名)

1番 野地 太郎 委員、7番 根本 信康 委員

農地利用最適化推進委員 (1名)

22番 武藤 健之 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第42号 現況確認証明申請について

第5 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第45号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第8 議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

第9 議案第47号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 遠藤吉嗣 農地係長 野地 通 農地係 森島 渉

農地係 増田祐介

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和元年第6回二本松市農業委員会を開会いたします。

（宣告 午後1時58分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、17名、推進委員19名中、18名で定数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、1番野地太郎委員、7番根本信康委員、22番武藤健之委員の3名が欠席となっております。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、5番松本太委員、6番齋藤弘美委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名、会議書記には、事務局職員・野地通君と森島涉君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長(奥平貢市)会長 それでは、日程第4、議案第42号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第42号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和元年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・山林、面積・329㎡、所有者・XXXXXXXXXX、非農地の事由・平成7年頃に養蚕業を廃業後は、そのまま放置していたため、雑木等が繁殖し荒廃化したものがあります。

以上で議案の説明を終わります。

議長(奥平貢市)会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

2番(野地さよ子)委員 議案第42号について調査内容を報告いたします。

6月3日13時30分より、事務局・長谷川さん、遠藤さん、増田さん、農業委員・野地太郎委員、推進委員・佐藤孝委員と現地調査をいたしました。雑木等が繁殖し荒廃化したものです。やむなしと判断し、非農地判定いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長(奥平貢市)会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第42号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 それでは、議案第42号について採決いたします。

議案第42号について、原案の通り決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第42号については原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、申請人・[]と[]は、自作地をそれぞれ交換により所有権移転するものであります。なお、この交換につきましては3月総会で一度許可になっておりましたが、申請人の相違により交換登記が出来ないということで5月総会にて許可の一部取消しを行い、今回改めて申請を行うものであります。

番号2から番号3につきましては、申請事由が同じでありますので一括説明いたします。番号2、譲渡人・[]、番号3、譲渡人・[]は相手側要望のため、番号2、譲受人・[]、番号3、譲受人・[]は経営規模拡大のため、申請地をそれぞれ売買により所有権移転するものであります。

番号4から番号5につきましては申請事由が同じでありますので一括説明いたします。番号4、譲渡人・[]、番号5、貸付人・[]は相手側要望のため、番号4、譲受人・[]、番号5、借受人・[]は新規就農のため、番号4については申請地を売買により所有権移転、番号5については賃借権を設定するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第43号番号1について調査内容を報告いたします。

6月14日に譲渡人・■■■さん及び譲受人・■■■さんから内容を聞き取り、推進委員・安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、特に問題はないため、許可相当と考えるので、ご審議よろしくお願ひします。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第43号番号2について調査内容を報告いたします。

6月13日に譲渡人・■■■さんに電話で確認いたしました。14日に譲受人・■■■さんと推進委員・遠藤伝栄委員と私と3人で現地調査をいたしました。■■■さんの宅地の脇で、何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

9番（武藤一夫）委員 議案第43号番号3と番号5について調査結果を報告いたします。

3番については去る6月16日、推進委員・菅野正寿委員とともに譲渡人・■■■さん、譲受人・■■■さんからそれぞれ現地にて聞き取り調査、現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りであります。今回の案件については顛末書も提出されております。調査の結果、許可やむなしと考えるので、皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、5番についてですが、去る6月16日に推進委員・佐藤美由紀

委員とともに、貸付人・[]さん、借受人・[]さんから現地にて聞き取り調査、立会調査を行いました。内容については事務局説明の通りであります。この件に関しましては許可相当と思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番 (武藤善朗) 委員 議案第43号番号4について調査内容を報告いたします。

6月16日、推進委員・佐藤美由紀委員とともに譲渡人の[]さん、借受人の[]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りであります。調査の結果、特に問題はないため、許可相当と考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 (奥平貢市) 会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

本議案中、番号5については、[]番 []委員が議案に関係ありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与できない取り扱いとなっております。よって、関係する委員を除斥して審議することにいたします。

議長 (奥平貢市) 会長 まず、議案第43号1から4について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長 (奥平貢市) 会長 それでは、議案第43号1から4について採決いた

します。

議案第43号1から4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第43号1から4について
は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、議案第43号5について審議いたします。

■番 ■■■■■委員の除斥を求めます。

(■番 ■■■■■委員 退席)

議長(奥平貢市)会長 これより、議案第43号5についての質問および意
見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 それでは採決いたします。

議案第43号5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手
をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第43号5については、原
案のとおり許可することに決定いたしました。

■番 ■■■■■委員の除斥を解きます。

(番 委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 報告します。議案第43号5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和元年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、貸付人・、借受人・

、事後申請の一時転用となります。

当該隣接宅地の工事のための通路等が違反転用状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、譲渡人・、譲受人・、譲受人は共同住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであ

ります。

番号3、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、住宅環境に適している申請地に建売住宅を計画します。汚水は浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地の市街地内農地と判断されるものであります。

番号4、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、借受人は共同住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号5、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、地元の高齢者や体の痛みで悩む方の手助けをするため、申請地に接骨院建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設排水路に排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号6、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]・[REDACTED]、譲受人は共同住宅に住んでいますが、将来の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるも

のであります。

議案書 8 ページをご覧ください。

番号 7、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は妻の実家に住んでいます。子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号 8、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、経営規模拡大に伴い、作業場（訓練場）、駐車場が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号 9、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、事後申請となります。約 75 年前に住宅を建築してから使用している通路及び駐車場が違反転用状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日

常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の報告が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第44号番号1について調査内容を報告します。

6月19日、現地にて借受人・[REDACTED]さんと行政書士の[REDACTED]さんから推進委員・大石忠雄委員と私で聞き取り調査を行いました。貸付人の[REDACTED]さんからは6月17日に電話で確認をしまして、内容に間違いのないことでした。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、一時転用とのことで顛末書も出ており、許可やむなしと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

続きまして、議案書第44号番号2について調査内容を報告いたします。6月19日、現地にて譲受人の[REDACTED]さんから推進委員・遊佐幸吉委員と私とで聞き取り調査を行いました。譲渡人の[REDACTED]さんからは6月17日に電話で確認をしまして、内容に間違いはないことでした。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、第3種農地ということもあり、特に問題がないため許可適当と考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

10番（馬場利正）委員 議案第44号番号3について調査内容を報告いたします。

6月16日13時30分、推進委員・伊藤金志委員、譲渡人・[REDACTED]さん、譲受人・[REDACTED]さん4人で現地調査をいたしました。調査内容については事務局説明の通りです。この土地については、以前農地の上に家が建っていたということでありましたが、現在何もありませんので問題なく許可できるものと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

4番（佐藤勝則）委員 議案第44号番号4番と5番について調査内容を報告いたします。

4番、6月17日の午後から大平の推進委員・松本正典委員とともに貸付人の[REDACTED]さん、並びに借受人の[REDACTED]さんは仕事が忙しいとのことで、16日に電話で確認しております。[REDACTED]さんの娘さんを[REDACTED]さんが奥さんにもらっているとのことで事実上の親子状態になっております。申請内容につきましては事務局の説明の通りでありまして、何ら問題がなく許可適当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

次に5番、譲渡人の[REDACTED]さん並びに譲受人の[REDACTED]さんは親子関係にありまして、16日午前中に推進委員・松本正典委員とともに現地並びに聞き取り調査を行いまして、申請事由につきましては事務局説明の通りであり、何ら問題がなく許可適当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

15番（佐藤孝志）委員 議案第44号番号6から8について調査内容を報告いたします。

まず番号6、6月15日の午前9時より推進委員・大内信一委員とともに譲渡人・[REDACTED]さん宅にお伺いをし、[REDACTED]さんから確認をしていただいたところ、書類には間違いはない、現地調査においても事務局の書類に間違いはないということで確認をいたしました。そこから、譲受人・[REDACTED]さんに電話をしまして内容を伝えたところ、事実間違いはないということを確認いたしました。何ら問題がなかったことを報告いたします。

続きまして、番号7、6月15日の午前8時より譲渡人・[REDACTED]さん宅で書類の確認並びに案内図を確認していただきましたところ間違いはない、現地も確認をしまして間違いはない、そこから譲受人・[REDACTED]さんに電話にて内容を伝え確認をしたところ間違いはないとのことでした。内容についても事務局の調査結果と同じであったことを報告いたします。

続きまして、番号8、6月14日金曜日の午前9時から[REDACTED]の事務室におきまして、[REDACTED]さんと私と推進委員の大内信一委員で確認をいたしましたところ、間違いはないということであります。また、現地調査においても間違いはないということでありました。この案件につきましては、平成31年2月総会の議案第16号番号2の二本松農業振興計画の変更（除外）についてのところであがっておりましたので、その案件のものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

9番（武藤一夫）委員 議案第44号番号9についてご説明申し上げます。

この案件につきましては、先ほどご説明申し上げました議案第43号3番に

関する案件でございます。今回75年前に住宅を建築し、道路を作っていたということでございました。内容については先ほど事務局から説明があった通りなのですが、顛末書に関しては、先ほど顛末書が出ていると申し上げたのですが、こちらのほうに適用される顛末書であるため訂正させていただきます。違反状況から今回の申請となったもので、問題なくとは申し上げられませんが、長い年月を通して適正になったということでございますから、やむなく許可相当と思っておりますので、皆様のご審議よろしくお願いしたいと思います。

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　それでは、採決いたします。

議案第44号1から9について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第44号1から9については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第45号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 9 ページをご覧ください。

議案第 45 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年 6 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、6 月 28 日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書 14 ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区 2 筆 3, 073㎡、安達地区 14 筆 21, 904㎡、合計 16 筆 24, 977㎡の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の 3 件について申し上げます。

議案書 9 ページをご覧ください。

番号 1、1 筆、地目・田、面積・2, 183㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・5 年、賃借料は 10 アール当たり年間 XXXXXXXXXX 円。

議案書 10 ページをご覧ください。

番号 4、8 筆、地目・田、面積・10, 040㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・10 年、賃借料は 10 アール当たり年間 XXXXXXXXXX 円。

番号5、4筆、地目・田、面積・5,684㎡、設定する者・[REDACTED]、設定を受ける者・公益財団法人福島県農業振興公社 理事長 佐藤清丸、期間・10年6ヶ月、賃借料は10アール当たり年間[REDACTED]円。

利用権設定の番号1から6の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

本議案中、6については、[REDACTED]番[REDACTED]委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定を準用し、議事に参与できない取り扱いといたします。

よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長（奥平貢市）会長 まず、議案第45号1から5について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第45号1から5について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第45号1から5について

は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第45号6について審議いたします。■■番■■委員の除斥を求めます。

(■■番■■委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 これより、議案第45号6についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第45号6について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第45号6については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■■番■■委員の除斥を解きます。

(■■番■■委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 報告します。議案第45号6については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第46号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、6月28日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書14ページをご覧ください。

今回の所有権移転内容につきましては、二本松地区1筆153㎡の計画内容でございます。

議案書12ページをご覧ください。

番号1、譲渡人・XXXXXXXXXX、譲受人・XXXXXXXXXX、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

所有権移転の番号1の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市) 会長 それでは採決いたします。

議案第46号について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市) 会長 全員賛成ですので、議案第46号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第47号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第47号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和元年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は先程の議案第45号で決定をいただきました農地中間管理機構である福島県農業振興公社と、番号1が[REDACTED]、番号2が[REDACTED]との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19

条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第47号1、2について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第47号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和元年第6回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後2時37分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和元年6月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 松本 太

署 名 委 員 齋藤 弘美